

○御前崎市危険空家除却事業費補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第86号

御前崎市危険空家除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽化により倒壊等のおそれのある空家の除却を促進し、居住環境の改善を図るため、市内に所在する危険空家の除却を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 危険空家 住宅地区改良法（昭和35年法律84号）第2条第4項に規定する不良住宅であつて、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号に定める別表に従い測定した木造住宅の不良度を合計した評点が100以上となる空家をいう。ただし、建築物を賃貸又は売買する事業を行う者が賃貸又は売買をするために所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 除却工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者に請け負わせる除却工事をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる危険空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、危険空家が店舗等併用住宅であるときは、当該店舗併用住宅のうち居住の用に供する部分を対象とする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 木造であるもの
- (3) 危険空家の存する敷地に隣接する道路の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの又

は放置することにより周辺の建築物等に影響を与えるおそれのあるもの

- (4) 所有権以外の権利が設定されていないもの
- (5) 第8条に規定する危険空家の認定を受けたもの
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家の所有者
- (2) 本人及び本人と同一世帯に居住する者が市税等について滞納していない者
- (3) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でない者
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等でない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家の除却工事とし、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) この告示に基づく補助金の交付の決定前に着手したもの
- (2) 補助対象空家の一部を除却するもの
- (3) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となるもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（除却に伴い発生する廃棄物の処分に要する費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）と国の定める各年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等の不良住宅等除却費の除却工事費に延床面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額とし、60万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(危険空家の認定)

第8条 危険空家の認定を受けようとする者は、第9条の規定による交付申請前に、御前崎市危険空家認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 認定を受けようとする空家の位置図
- (2) 認定を受けようとする空家の所有者を確認できる登記事項証明書
- (3) 認定及び補助金の交付を受けようとする空家の所有者全員の誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、空家及び敷地へ立ち入り、調査を行うものとする。

3 危険空家の認定を受けようとする者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による審査及び調査を行った結果、危険空家と認定したときは御前崎市危険空家認定通知書（様式第3号）により、危険空家と認定しなかったときは御前崎市危険空家不認定通知書（様式第4号）により、それぞれ認定を受けようとする者に対し、通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請をした者が、認定を受けようとする空家を故意に損壊させたと認めるときは、危険空家の認定をしないものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御前崎市危険空家除却事業費補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 御前崎市危険空家認定通知書（様式第3号）の写し
- (2) 事業計画書（様式第6号）
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 補助対象空家の位置図及び配置図
- (5) 補助対象空家の現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは御前崎市危険空家除却事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、御前崎市危険空家除却事業費補助金不交

付決定通知書（様式第8号）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 除却後の跡地については、周囲の環境に十分な配慮を行い適切な管理を行うこと。
- （2） 御前崎市危険空家除却事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、他の所有者との間で責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- （3） その他市長が必要と認める事項

（変更の承認申請等）

第12条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、速やかに御前崎市危険空家除却事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更の場合にあつては次に掲げる書類を、中止にあつては市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- （1） 事業変更計画書（様式第6号）
- （2） 変更の内容を確認できる書類
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、御前崎市危険空家除却事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、御前崎市危険空家除却事業費補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- （3） 施工中及び施工後の写真
- （4） 廃棄物の処理に関する処分証明書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出

しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の額を確定し、御前崎市危険空家除却事業費補助金交付確
定通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、速やかに補助金支払
請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取
り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したと
き。
- (3) 第13条第2項に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該
取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定
めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際、
現に第10条の規定により補助金の交付の決定を受けたものに対する補助金の交付に関し
ては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。